

松江市鹿島地域商工・観光クリエイティブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市鹿島地域商工・観光クリエイティブ事業補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市鹿島地域商工・観光クリエイティブ事業補助金
補助金交付の目的	鹿島地域（松江市鹿島町内の地域をいう。）において、門前市・朝市等（以下、「市」等という。）を開催し、又は「市」等へ出店する個人又は法人を支援することにより、地域の産業、文化、観光等の振興に資することを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	次に掲げる事業とする。 (1) 「市」等の開催 (2) 「市」等への出店
補助対象経費	補助対象事業に直接要する経費。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。 (1) 日当及び費用弁償 (2) 懇親会及びその他開催者及び出店者の飲食に係る経費 (3) 景品代及び賞金 (4) 交際費及び慶弔費 (5) 上部団体、他団体等への負担金、補助金等の資金援助 (6) 前号に掲げるもののほか市長が不適当と認めるもの
補助金の交付の率又は金額	補助対象事業に要した経費の2分の1の額（千円未満切捨て）とし、その上限金額は、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) 「市」等の開催 50千円 (2) 「市」等への出店 30千円
補助事業者の範囲	補助対象事業を行う個人、団体又は法人。ただし、1年度において、1度のみとする。
終 期	令和8年3月31日

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。